

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

(5) 生産性の高い持続可能な農業の実現

①農業基盤の整備に必要となる農業農村関係予算の確保

現状/広島県の取組

- 担い手が収益性の高い園芸品目を安定して生産し、規模の拡大へつなげることができるよう、**農業基盤の整備**に取り組んでいる。

【取組の例① キャベツ】

- 安定した消費地（広島市等）を抱え、また、多様な気象により周年生産が可能となる強みを生かし、**園芸団地の整備や水田の畑地化（排水対策）**に取り組んでいる。



【取組の例② レモン】

- 日本一の生産量で、皮まで食べられる安心感と、菓子類や飲料など幅広い需要を生かして、**機械導入により効率的な生産が可能となるよう樹園地の整備**を進め、生産規模の拡大を図っている。



課題

- 生産品目の「**品質と収量の確保**」と「**生産経費の削減**」を実現できる農地を担い手へ集積することが重要。
- 広島県の農地は、狭小の区画の農地の割合が多く、また、園芸品目の栽培に適した農地が少ないことから、引き続き、必要となる**農地整備などを行う必要**がある。



«園芸団地の整備（区画整理、かんがい排水等）»



«水田の畑地化（暗渠排水、明渠等）»



«生産性の高い樹園地の整備（区画整理、客土、園内道整備等）»

②農地中間管理事業に係る農業生産性向上の評価の見直し

現状/広島県の取組

- 国全体の農地集積目標「担い手に全農地の8割」を達成するため、本県における担い手が利用する農用地の面積目標を、次のとおり設定している。

令和5年度	
耕地面積(①)	56,900ha
うち担い手が利用する面積(②)	26,174ha
担い手への集積率(②/①)	46%

- 中山間地域が約7割を占める本県においては、農地の面的な集積が困難であり、傾斜地では経営の効率化につながらないため、土地生産性の高い園芸品目の導入による経営力の高い担い手の育成を進めている。

- 担い手が農地の借受を希望する地域において、農地所有者の意向確認や貸付可能農地のマッピングを行い、地域で話し合いを進め、優良農地を確保する取組を進めている。

- 農業を産業として自立できる力強い生産構造へ転換していくため、担い手による生産額の割合が8割以上となる生産構造の構築を目指す。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

(5) 生産性の高い持続可能な農業の実現

課題

- 担い手への農地集積は進んでいるものの、目標との乖離が大きい。

H25 R2 R2(計画)
(目標) 11,200ha > 22,000ha > 26,174ha
(実績) 10,586ha > 13,440ha
(R2目標との乖離▲8,560ha)

- 一方で、農地中間管理機構から担い手に転貸された農地において、収益性の高い園芸品目の生産拡大が進んでいる。

機構による貸付面積	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
目標(ha)	600	1,200	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	8,800
実績	380	1,187	978	940	735	406	552	5,178
筆数	2,985	8,947	6,181	6,641	5,445	2,791	3,928	36,918
うち園芸品目(ha)	1	30	39	53	75	52	80	330
割合	0.1%	2.5%	4.0%	5.7%	10.2%	12.7%	14.5%	6.4%

- 担い手への農地集積の成果を適正に評価するためには、園芸品目の生産による生産性の向上を指標として設定する必要がある。

10a当たりの生産性の比較(R元 農業経営統計調査)

水田33千円に対し、野菜 342千円 (10.4倍)
果樹 264千円 (8.0倍)
花き 720千円 (21.8倍)

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

(5) 生産性の高い持続可能な農業の実現

③地域の核となる担い手の経営力向上に向けた支援策の充実・強化

現状/広島県の取組

- 発展意欲のある農業者の企業経営への転換を推進し、企業経営体が地域農業を牽引する構造の実現を目指している。
- 農林水産省が実施している「農業経営者サポート事業」等の専門家派遣を活用することにより、次のような効果が得られている。

➤ 家族労働中心の農業者（I層）

常時雇用者を導入した経営（以下、「雇用労働型経営」という。）へ転換を推進するため、士業等の専門家と連携し、将来の経営ビジョンの作成やその実現に向けた個別課題の解決を支援

➡ **常時雇用者の確保・定着に向けた就業規則の整備や法人設立する農業者が増加**

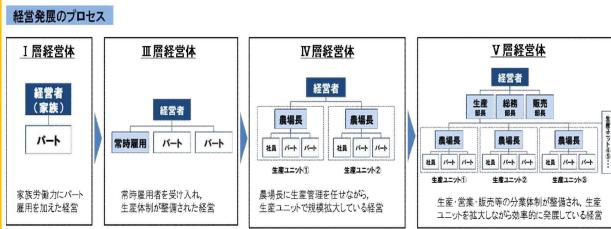
➤ 企業経営を目指す農業者（III層）

経営コンサルタント等の協力を得ながら人事管理や予実管理などの仕組みづくりを推進

➡ **農場長の育成などに取り組みながら、企業経営へ発展しようとする農業者が増加**

課題

- 家族労働力が中心である農業者が雇用労働型経営への発展を進めるためには、経営ビジョンの作成等を通じ目指す姿を描くとともに、その実現に向けた経営課題を明確にする必要がある。
- 雇用労働型経営等への転換に当たっては、雇用人材の定着・育成に向けた労務・人事管理、生産性向上に向けた生産工程管理、農業経営の法人化などの課題解決を図るために、士業等の専門家による重点的な指導が不可欠である。
- この支援策として、農林水産省は、農業経営者サポート事業を実施しているが、令和3年度から1経営体当たりの上限交付額（10万円）が設定されたため、農業者の経営課題の重要度や緊急性に応じた派遣支援が十分に実施できていない。



④地方と合意の上での新規就農者支援対策の実施

現状/広島県の取組

- 新規就農者の確保・育成については、農業次世代人材投資事業をベースにして、県、市町、JA等が一体となって、就農希望する者の研修実施や、園芸品目を中心とする新規就農者の確保に力を注いでいる。

●新規就農プロセスと各段階の支援



- 国制度導入前に比べて、導入後の平成24年以降の9年間は、約2割増の141人/年となっている。
- また、経営開始型の支援終了1年後の定着率は100%（平成30年度）と高く、5年後の定着率についても、90%（令和2年度）以上となっている。
- 新規就農者の定着と経営発展に向け、生産性の向上や収穫作業等の省力化のためのスマート農業技術の導入、農業経営者学校での経営管理技術の習得等を支援している。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

(5) 生産性の高い持続可能な農業の実現

課題

- 農業次世代人材投資事業等については、これまで推進してきた成果や課題の検証結果等を、地方に十分な説明を行わないまま、令和4年度に大幅な見直しを検討している。このことは、単に地方への財政負担を強いるだけでなく、今後の施策推進に大きな支障をきたすものとなっている。

制度見直しによる県負担額の推移（県負担1/2の場合）



- また、今回の見直しについては、これまでの定額支援の部分を残しつつ、就農開始時の支援額を拡充しているが、具体的な事例等交えた制度設計の考え方が十分説明されていない。
- 農業次世代人材投資事業等の制度見直しにあたっては、若者が魅力を持ち、かつ、企業経営体への発展にもつながるスマート農業技術の導入等、より投資効果の高くなる使途や金銭的支援の方法等について、地方との十分な協議が必要である。

3 東京一極集中の是正

(1) 地方移転及び地方還流の促進

国への提案事項

1 移転促進に向けた企業への調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態、コロナを契機とした地方への関心の高まりといった変化の調査を行うなど、定量的な分析結果に基づき課題を明確にしたうえで、新たな地方創生を展開し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

3 東京一極集中の是正

(1) 地方移転及び地方還流の促進

国への提案事項

3 地方企業の人材投資に係る財政支援の強化

- 感染症拡大を契機に地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、東京圏一極集中の是正を強力に進めるとともに、コロナ収束後を見据えた地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して、財政支援を強化すること。

4 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- VUCAの時代と言われる先行き不透明な状況においても中小・中堅企業の攻めの経営を促進するため、新事業展開等に必要な即戦力人材の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチング機能を、地方における社会インフラとして存続させること。

5 人口の移動理由を把握するための全国統一的な調査を実施

- 東京一極集中等の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由の分析が不可欠だが、全国統一的な調査が行われていないことから、『住民基本台帳制度』を活用した調査の実施を図るために、住民基本台帳法の改正を行い、「転入届」や「転出届」等に、「移動理由」や「Uターンの状況」等の調査項目を追加できること。

【提案先省庁：内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省】

3 東京一極集中の是正 (1) 地方移転及び地方還流の促進

現 状

○ 人・モノの東京への過度の集中

- ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在。
- ・ 東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川)への本社移転は、2011年以降10年連続転入超過。

○ 企業ニーズと施策のアンマッチ

- ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求める。
- ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられない。

課 題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京一極集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。
- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

国の取組状況等

【経済財政運営と改革の基本方針2021】

感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元気にしていく。

【地方拠点強化税制】～令和2年度税制改正内容～

- ・ 適用期限を令和4年3月末まで2年間延長
- ・ 雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充※雇用促進税制の適用に係る上限人数は、法人全体の雇用者数で変更なし
- ・ 地方創生推進交付金との連携

3 東京一極集中の是正 (1) 地方移転及び地方還流の促進

現状／広島県の取組

○ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置

- ・ 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績(令和3年7月末までの累計)】

	相談件数	成約件数
全 国	61,582	13,526
広島県	2,183	523(※)

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、1,061件

○ プロフェッショナル人材受入コストの支援

- ・ 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績(令和3年7月末までの累計)】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
補助件数	20	33	34	40	53	20	200
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	29	10	82
割 合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	54.7%	50.0%	41.0%

令和2年度は、首都圏からのプロ人材の転職・転居が29件(54.7%)と、件数・割合とも過去最高。
令和3年度も、ほぼ同水準で推移。
コロナ禍が地方転職潜在層に与えた影響がうかがえる。

課 題

- プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているとの評価であるが、約10万人(2020年)の転入超過となっている東京一極集中の解消に向かうまでの成約実績とはなっていない。
- 新型コロナウイルス感染症が都市部を中心に拡大したこともあり、東京圏などへの人口集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、プロフェッショナル人材の地方還流による地方企業の成長戦略の実現を後押しする取組が重要である。

3 東京一極集中のは是正

(2) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 地方分権改革の一層の推進

○ 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 法令の可能規定や任意規定、事務連絡により地方に対して実質的に義務付けている国の事務については廃止又は法定受託事務に位置付けて確実に財政措置を行うこと。

○ 抜本的な見直しへの道筋

- ・ 条例による上書き権を始めたとした立法分権を推し進めること。
- ・ 「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
- ・ 閣法や議員立法の成立過程において、地方の意見を聴取する場を設置すること。
- ・ 法令等による計画策定事務を抜本的に見直し、真に必要なものについても各種計画との統合を可能とするとともに、確実に財政措置を行うこと。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁：内閣府】

3 東京一極集中のは是正

(2) 地方分権改革の一層の推進

現状／課題

1 地方分権改革の一層の推進

● 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 国の事務は本来国の機関で執行すべき。地方に事務を課す場合は法定受託事務として明確に位置付け、財政措置を行う必要がある。

● 抜本的な見直しへの道筋

- ・ これまでの行政分権の取組に加え、立法の分権を行い、停滞している地方分権の議論を新たなステージに推し進める必要がある。
- ・ 「国と地方の協議の場」は、地方の意見を反映させる場として、十分に機能していない。
- ・ 義務付け・枠付けは依然として多用され、計画策定事務など新たな義務付けも行われており、地方の声が反映されていない。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・ しかし、平成30年に自由民主党道州制推進同本部が廃止、令和元年の参議院議員通常選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建 【創造的復興関係】

国への提案事項

災害救助法及び被災者生活再建支援制度等の見直し

- 現在、中規模半壊まで対象とする被災者生活再建支援制度について、半壊から一部損壊までを支給対象とすること。
- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健活動やDHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- 避難所生活を余儀なくされる被災者の心身の負担を軽減するため、避難所になり得る公共施設の環境整備(冷暖房の設置、トイレの洋式化等)に対する財政措置を行うこと。
- 災害救助法の対象とならない場合であっても、住民が早めの避難行動を実践できるよう、指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置など、継続的な支援制度を創設すること。

【提案先省庁：内閣府、文部科学省、厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり (1) 被災者の生活支援・再建

現状/広島県の取組

【災害救助法】

- 救助範囲が避難所の避難者に限定されており、在宅の避難者は対象外となっている。
- 法の適用(平成30年7月豪雨災害)

適用日	平成30年7月5日			
適用地域	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町			
救助内容	避難所の設置、応急仮設住宅の供与、食料・飲料水・生活必需品の給与、医療、住宅の応急修理等			

【被災者生活再建支援制度】

- 過去の災害において、被害の件数の多い、半壊及び一部損壊世帯が支給対象となっていない。(被災者生活再建支援法第3条2項)

年度	全壊	半壊	一部損壊	計
平成26年 広島市土砂災害	179棟	217棟	189棟	585棟
平成30年 7月豪雨災害	1,162棟	3,628棟	2,166棟	6,956棟

※令和3年3月末現在

【平成30年7月豪雨災害に関する避難行動の調査】

- 防災や行動科学等の専門家から、避難所に関して、次のことが避難の実行性を高める要因であると示された。
 - ・災害当日の避難場所や道中の安全性が明確になること
 - ・指定避難場所にこだわらない、複数の避難先を確保すること

課題/目標

【災害救助法】

- 被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、
 - ・自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援(戸別訪問による健康管理・精神保健活動などを救助の対象に追加
 - ・避難所になり得る公共施設の環境整備(冷暖房の設置、トイレの洋式化等)に対する財政措置
- 応急仮設住宅の供与期間の延長及び延長に伴う財政措置

【被災者生活再建支援制度】

- 全国知事会の試算では、半壊の場合348万円程度、一部損壊の場合200万円程度の修繕費がかかることがある、「生活基盤に著しい被害」が生じていることから、一部損壊世帯まで支給対象の拡大が必要

【指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営費用】

- 住民の早めの避難行動を促すためには、事前避難の受入れを可能とする避難所の早期開設が必要であるが、災害救助法が適用されない場合において、避難所の開設や運営に係る経費は、自治体の負担となっていることから、支援制度の創設が必要

令和4年度予算概算要求の状況

- ◆ 防災対策の充実(災害復旧・復興)(内閣府)
45億円(前年度比77.3%)

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建

参考 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給額

被災世帯の区分	損害割合(※)	基礎支援額	支援金の支給額	
			加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	-	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円
半壊	20%台	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-
準半壊	10%台	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-
一部損壊	10%未満	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-

※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) がん検診受診率の向上に向けた取組

国への提案事項

1 がん検診の実施主体の法的明確化

- 効果的・効率的な受診勧奨を行うため、特定健康診査と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。

2 データ収集の仕組みの構築

- 職域におけるがん検診について、対象者数、受診者数等の把握や検診の精度管理ができるよう、各保険者・事業主や各検診機関で統一したデータフォーマットを用いるなど、必要なデータ収集が可能な仕組みを構築すること。

【提案先省庁：厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) がん検診受診率の向上に向けた取組

広島県の取組

- がん検診受診率向上に向けたキャンペーンを実施
- 市町の受診勧奨を支援（効果的な勧奨手法等の研修実施、協会けんぽ被扶養者に受診勧奨する体制の整備 等）



課題

- がん検診は、健康増進法で市町が実施に努めることとされているが、実際には多くの医療保険者が任意に検診を実施しており、実施主体や検診対象者の範囲等が明確になっていない。
- 職域におけるがん検診については、対象者数等のデータを定期的に把握する仕組みがなく、効果的な受診勧奨・再勧奨を阻害する大きな要因となっている。

現状

- がん検診受診率の低迷 (R元 国民生活基礎調査)

	胃	肺	大腸	子宮	乳
広島県	41.3%	45.9%	41.0%	43.6%	43.9%
全国	42.4%	49.4%	44.2%	43.7%	47.4%

目標

5つのがん検診受診率 50%以上(R4)

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

国への提案事項

1 鉄道利用促進のための機運醸成

- 国として広域交通ネットワークにおける鉄道の重要性を認識し、県、市町、地域等が行う、鉄道路線の利用促進や地域での活用を推進する取組への支援を行うこと。併せて、鉄道事業者に対し、こうした取組に積極的に取り組むよう働きかけること。

2 鉄道事業者の経営基盤の安定化への支援

- コロナ禍の影響による利用状況の変化が鉄道事業者の経営基盤を不安定化させ、地方の広域交通ネットワークの維持に支障を来すことのないよう、鉄道事業者の経営基盤の安定化を支援すること。

3 鉄道事業法における手続きの見直し

- 鉄道事業者が、届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、処理手続きの見直しを行うこと。

【提案先省庁：国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

現状／広島県の取組

【鉄道事業の現状】

- JR西日本は、コロナ禍の影響による利用状況の変化に対応するため構造改革を迫られているとして、ローカル線の維持が困難であると表明した。（令和3年2月18日）
- 国は、第2次交通政策基本計画（令和3年5月策定）において、あらゆる地域において、路線の廃止・撤退が雪崩を打つ「交通崩壊」が起きかねないとの現状認識を示し、地域公共交通の維持確保に必要な財源のあり方の検討を行うこととしている。

【広島県の現状】

- 本県、庄原市、岡山県及び新見市は、JR西日本の申入れ（令和3年6月）を受けて、JR芸備線の利用促進について協議・検討を行っている。
- 災害による長期間の運休、コロナ禍の影響を受け、JR芸備線の利用者数は低水準にとどまっている。

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1
芸備線 広島～備中神代間	1,685	1,702	1,699	1,705	1,341	1,323
福塩線 福山～塩町間	2,132	2,199	2,242	2,254	2,181	2,194

[参考：JR芸備線及び福塩線の状況 平均通過人員（人／日）]

【広島県の取組】

- 本県では、鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る事業を創設（令和2年度）し、沿線の市町や協議会等と連携して鉄道利用促進の取組を進めている。
- 令和3年8月、有志23道県が連携し、国交大臣に対し、地方の鉄道ネットワークを守る緊急提言を行った。

課題

- 災害による長期間の運休やコロナ禍の影響のため、利用者数の少ない状況が続いた場合は、存続の危機も考えられる。
⇒ 官民が一体となった鉄道の利活用促進策を展開する必要がある。
- コロナ禍の影響による利用状況の変化のため、鉄道事業者の経営基盤が不安定化し、ローカル線の廃止が進むおそれがある。
⇒ 鉄道事業が健全かつ円滑に運営されるよう経営基盤の安定化を図る必要がある。
- 鉄道事業法の現行制度では、鉄道事業者が廃止日の1年前までに国土交通大臣に届ければよいとされている。（鉄道事業法第28条の2）
⇒ 鉄道の廃止が地域にもたらす影響や、地域が行う鉄道ネットワークを活かした地域活性化事業の成果を国が評価するなど、事業廃止手続きを進める過程において、地域の実情が反映されるよう、見直しを講じることが必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

本県では、地域の特性や規模に応じた「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市構造へ転換するとともに、「安全・安心」を基本に、新型コロナ危機後の社会が求める空間に対する価値観を踏まえ、デジタル技術やデータなどを活用しながら、大都市圏では得られない「活力」と「魅力」に満ちあふれた広島らしい都市の実現に向け取り組んでいるところであり、次のとおり提案する。

1 財政措置の充実・拡充等

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化、③安定した公営住宅の供給、④建築物の耐震化の促進〕
- 逆線引きなどによる安全なエリアへの居住誘導を目的とした土地利用規制の取組について、都市計画の手続きに必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。
 - 空き家対策に伴う除却事業の補助対象の拡充及び代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。
 - 公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保すること。
 - 建築物の耐震化に関する財政措置の充実及び補助対象メニューの拡充をすること。

2 制度等の改定

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化〕
- 法の改正又は運用指針等への位置づけ、取組を推進すること。

3 機運醸成・啓発等の強化

- 〔①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、④建築物の耐震化の促進〕
- 国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

都市計画制度による土地利用規制が円滑に進む環境整備	<ul style="list-style-type: none">○ 災害ハザードエリアに対し、逆線引きや地区計画等を活用した土地利用規制を積極的に促すよう都市計画運用指針に位置付け、これらの取組を推進すること。○ 都市計画制度による土地利用規制について、他の防災対策と併せた紹介を行うなど、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。
逆線引きの推進に係る支援	<ul style="list-style-type: none">○ 逆線引きの箇所が多数予定されるため、都市計画法上の大臣同意に向けた協議において、多数の箇所を一括で扱うなどの資料の簡素化や手続きの円滑化を行うこと。○ 逆線引きに伴い生じる固定資産税・都市計画税の評価・課税上の課題に対する助言などの支援を行うこと。
財政措置の拡充	<ul style="list-style-type: none">○ 逆線引きの都市計画の手続きに必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。<ul style="list-style-type: none">・ 地権者等の調査、都市計画の図書や説明会用資料の作成、広報の実施 など

② 空き家対策の強化

特定空家等の解消の加速化（空家等対策特別措置法の改正）	<ul style="list-style-type: none">○ 空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲について、空家法に基づく勧告以前の段階において除外する場合の仕組みや基準を明確化すること。○ 代執行に至る手続きのうち、特に多数の相続人がいる場合の所有者等の探索基準を明確化する規定を追加するなど、手続きの簡素化を図ること。○ 市町が財産管理人制度を活用しやすいように、所有者不明土地法と同様に、市町の長に財産管理人の選任申立権を付与する規定を追加すること。○ 即時執行（緊急安全措置）の規定を追加すること。
財政措置の拡充	<ul style="list-style-type: none">○ 除却事業の補助対象（現在は除却工事費等の8/10）を拡充すること。○ 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。